

「週休2日工事」の実施要領の改正について ～お知らせ～

令和5年4月
山口県農林水産部

「週休2日工事」の実施要領について、これまでの週休2日工事の取組状況等を踏まえ、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

土木工事及び機械設備工事の週休2日工事補正係数

2 適用基準日

令和5年4月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和5年4月1日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

3 その他

詳細は、山口県ウェブサイトより【「週休2日工事」の実施要領】を参照。

（1）農村整備部

山口県ウェブサイト > 組織で探す > 農林水産部 > 農村整備課 > 【お知らせ】週休2日工事の実施要領の改正について

（2）森林部・水産部

山口県ウェブサイト > 組織で探す > 土木建築部 > 技術管理課 > 週休2日の取組・余裕期間制度の活用について